厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルスに関する行政検査の遺伝子検査方法について

新型コロナウイルス感染症患者の検査等に格段のご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について(一部改正)に関する留意事項について」(令和 2 年 2 月 7 日健感第 02027 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)において、新型コロナウイルス感染症の感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨をお知らせし、加えて、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について」(令和 2 年 2 月 27 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)において、国内外の発生状況等を踏まえた行政検査の対象者などの事項につきお知らせしたところです。

今般、行政検査等に用いる遺伝子検査方法について、精度や汎用性のある検査方法を普及する観点から、国立感染症研究所の病原体検出マニュアルに基づく方法(以下、「感染研法」という。)とメーカー等が提案する遺伝子検査方法の比較結果が、「臨床検体を用いた評価結果が取得された2019-nCoV遺伝子検査方法の比較結果が、「臨床検体を用いた評価結果が取得された2019-nCoV 遺伝子検査方法について(https://www.niid.go.jp/niid/images/lab-manual/2019-nCoV-17-20200318.pdf)」(厚生労働省健康局結核感染症課・国立感染症研究所)(以下、「検査方法比較結果」という。)として国立感染症研究所のホームページに掲載されました。

つきましては、検査方法比較結果の「1. 国立感染症研究所が用意した臨床検体を用い、感染研法との一定の一致率を示した遺伝子検査方法」及び「2. 独自の臨床検体を用い、感染研法との一定の一致率を示した遺伝子検査方法」に掲載されている遺伝子検査方法については、感染研法との陽性一致率及び陰性一致率について確認されていることから、行政検査に使用できることを、貴管下の保健所、地方衛生研究所及び行政検査を実施する医療機関等に周知いただきますようお願いいたします。